

サービスの種類・内容と対象者（サービスによって、障害支援区分認定〈区分1～区分6〉が必要です）

種 類	内 容	18歳以上	18歳未満
居宅介護	自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助のほか、通院等の介助を行います。	区分1以上	利用可
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で介護や家事援助を行います。また、外出時の移動中の介護を総合的に行います。	区分4以上	利用可
同行援護	視覚に障害がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出時の支援を行います。	区分が必要な場合あり	利用可
行動援護	知的障害や精神障害があり、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際に必要な支援や外出時の移動中の介護を行います。	区分3以上	利用可
療養介護	病院での医療を要し、常に介護が必要な人に、病院で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。	区分5以上	—
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で介護や家事援助を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	区分3以上	—
短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、介護を行います。	区分1以上	利用可
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要で重度の障害がある人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。	区分6	利用可
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。	区分4以上	—
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分不要	—
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	区分不要	—
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが難しい人に、活動の機会を提供し、必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 A型：雇用契約による就労 B型：雇用契約によらない就労	区分不要	—
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整や、相談、指導、助言等の支援を行います。	区分不要	—
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を送るために、定期的な巡回、訪問、相談対応等により、必要な情報の提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等を行います。	区分不要	—
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活の住居で介護や日常生活上の援助を行います。	区分不要	—